

平成 12 年 9 月 19 日

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関する意見

米国社団法人 米国電子協会

IT の基幹的産業である電気通信事業の競争政策は、IT 革命を成功に導く必要不可欠な政策であり、その議論においては、現況・実績をベースとしたソフトランディング的な政策議論ではなく、有効競争を必ず実現するための実効的かつ具体的な政策議論となることを切に希望いたします。

インターネットバックボーンの将来像

現状の商用インターネット・バックボーンの回線速度は、大規模 ISP とインターネット相互接続点の間で数 Mbps から数百 Mbps であり、大規模 ISP と中小の ISP 間では、数百 Kbps から数 Mbps の速度に過ぎません。ISP がバックボーンを調達するコストが非常に高価であるために、十分な速度のバックボーンが構築できていないのが現状です。この状況は、専用線サービスについては事業者間で十分な競争が行われていない、専用線がインターネット・トラフィックを伝送する目的で構築されていない、公益事業者等の保有する光ファイバー網などが有効に活用されていないなどの状況を示しています。

インターネット・バックボーンを構築については、電気通信事業者以外の事業者や団体による光ファイバーの提供や芯線貸し（ダークファイバー）の自由化、膨大な設備投資費用を必要とする新規参入事業者への財政の支援、線路敷設権の明示的な付与などの施策が必要であると考えます。ダークファイバー利用が可能になれば、ISP は、自社のインターネット・ネットワーク設備に直接ファイバーを接続して、超高速のデータ伝送が可能になり劇的なバックボーン運用コストの低減効果をもたらすと考えられます。

超高速インターネット・バックボーンの効率的な構築のために以下を提案致します。

- 1．電力事業者、鉄道会社などによる、いわゆるゼロ種による通信事業を可能とする。
- 2．道路、鉄道、電柱等への線路敷設権を制度化し、電気通信事業者による光ファイバーネットワークの構築を容易にする。
- 3．事業者間の芯線（ダークファイバー）貸しの自由化を行う。

ドミナント/ ノンドミナントルールを導入する

[ドミナント・キャリア]の定義を明確に決めた上で、ドミナント規制を導入すべきです。特に、NTT 法を改正又は撤廃して、東西 NTT が業務範囲をインターネットその他のビジネスに拡大することを認めるのであれば、公正競争の確保のためにドミナント規制の導入は必要であります。

一方、ドミナント・キャリア以外の事業者に対する規制は緩和し、たとえば、契約約款の認可をなくしたり、事業許可及び許可の変更の要件を緩和すべきです。特に、ノンドミナントの規制を撤廃する観点から検討すべきです。例えば約款の認可の廃止等です。

NTT の設備へのアクセス

東西 NTT は、公正かつ透明な条件及び料金で、管路・とう道等設備を競争事業者に開放すべきです。これを実現するため、日本政府は明確なルールを設定すべきです。これは、接続約款に記載される「義務的提供区間」に限らず、NTT 東西のネットワーク全体の設備に適用されるべきです。

NTT 以外の設備へのアクセス

電力会社、その他公益事業者の設備の利用、及び道路の掘削許可取得に関する明確なルールを設定すべきです。また、民間所有の建物へのアクセスについてもルールを設定すべきです。

地域通信市場における実質的な競争の導入方策

地域通信市場における IT の促進を文字通り、インターネットサービス提供事業者の参入の活発化を促進する方法と捉えて議論します。従来の電気通信事業法では、CATV 事業者など回線設備を有する事業者がインターネット事業を行おうとすると、第一種電気通信事業の事業許可を必要とします。この規制は、無線、XDSL、光ファイバー等の設備を設置し、この分野に参入しようとする新規事業者やベンチャー企業にとっては大きな負担となります。電気通信事業法による規制と地域 NTT 会社による独占が地域アクセス網の活発な競争を阻害していることは疑う余地もありません。電気通信事業法については、設備の保有の有無による規制から、役務内容による規制、競争促進への転換が早急に必要であると考えます。加入者アクセス回線設備を保有し、インターネットサービスを提供する CATV などのインターネットサービス提供事業者については、一般二種なみの規制に留めることにより、インターネットの地域アクセス網への参入を促進するような大胆な政策が必要であると考えます。

独立した規制機関の必要性について

主要先進諸国の中でも我が国は独立した規制機関を持たない数少ない国のひとつであることから、有効かつ透明な公正競争を確保し、市場支配力のあるものによる不公正なあるいは排他的な行為を制限するためにも、米国の FCC や英国の OFTEL 等の例にみられる政策決定機関とは完全に独立した監督機関の設置が有効であると考えます。公正競争を促進するため、独禁法の徹底的運用および公正取引委員会の権限強化をはかるべきです。

NTT法における研究開発と普及の義務を撤廃する

政府の規制で研究開発を強制される結果、日本国民は、不要なコストを通信料金で支払うだけでなく、日本独自の機器標準が出来る結果、世界の機器を日本に持ち込むことが困難になります。従って、NTT 法における研究開発と普及の義務を撤廃すべきと考えます。

線路敷設の具体的な円滑化方策

NTT が保有する電柱・管路の利用可能状況は、現在、NTT に調査依頼しなければならず、一定の調査期間（2 ヶ月）後、利用可能有無と使用料が提示されることになっています。この状況では、新規参入事業者は通信網建設に大きな遅れをとることになるとともに、特にユーザへ引き込む回線に係るものについては、調査を待たなくては引き込み可能か否かも判断できない状態であります。

円滑化のためには、電柱・管路の利用可能状況及び使用料を公開する又は調査期間を劇的に短縮する等利用状況確認の迅速化を推進すべきです。

NTT が保有する電柱・管路利用の有無は NTT 地域会社の判断に委ねられていますが、判断基準を明確かつ透明にするとともに利用機会を高める。

ユニバーサルサービス

どのサービスにユニバーサルサービス義務を適用すべきか、その範囲を定めるべきです。また、どの事業者がユニバーサルサービス義務を負うべきかについても議論して決定しなければなりません。ユニバーサルサービス基金を設定するならば、ユニバーサルサービスにかかるコストを検証できるようにすべきです。つまり、NTT の非効率性をユニバーサルサービス・コストに転嫁すべきではないと思います。更に、ユニバーサルサービスに関する議論では、最大のコスト要因であります人件費のコストを考慮すべきです。このとき、NTT 東西の人件費だけでなく、NTT 東西が作業委託しているグループ会社（NTT - ME（設備の保守会社））の人件費も考慮すべきです。更に重要なのは公正競争市場を築き上げるに必要な NTT の情報開示を徹底させることです。

更に、ユニバーサルサービスに関する議論では、最大のコスト要因であります人件費のコ

ストを考慮すべきです。このとき、NTT東西の人件費だけでなく、NTT東西が作業委託しているグループ会社(NTT ME(設備の保守会社))の人件費も考慮すべきです。更に重要なのは公正競争市場を築き上げるに必要なNTTの情報開示を徹底させることです。

パブリックコメント

年末に予定される電気通信審議会の(一部)答申に先立ち、原案段階でパブリックコメントを実施すべきです。

その他

電気通信審議会が答申を出す場合には、一部答申であろうと、全部答申であろうと、事前に答申案を公表し、案に対する意見を公から求めた上で答申を出すべきであります。

NTTの再々編とドミナント規制による公正競争条件の整備、及びユニバーサルサービスについての決定はすべてパッケージで考えるべきです。

以上

日本担当本部長 所長
トーマス・P・ローガン